

豊島区公共施設等総合管理方針（案）



平成 年 月

豊 島 区

目次

第1章 豊島区公共施設等総合管理方針の目的と位置付け	1
1．方針の目的	1
2．方針の位置付け	1
第2章 区の施設の現状と課題	3
1．区の施設等の現状	3
(1) 区が保有及び管理する施設	3
(2) 区の施設等の老朽化状況	6
2．人口の推移	8
3．区の財政状況	10
4．施設更新経費の見込み	11
第3章 公共施設等の総合管理方針	13
基本的な考え方 公共施設等の適切な整備・更新	13
管理方針1 安全性への配慮	13
管理方針2 質と機能の確保	13
管理方針3 施設保有量の適正化	13
管理方針4 資産としての有効活用	14
第4章 取組み事項	14
1．計画期間	14
2．建物施設の管理	14
(1) 安全の確保	14
(2) 維持管理	15
(3) 整備・更新時における検討	15
(4) 施設の長寿命化	15
3．インフラ施設の管理	16
(1) 安全の確保	16
(2) 維持管理	16
(3) 整備・更新時における検討	16
(4) 施設の長寿命化	17
4．全庁的な取組み体制及び情報共有方策	17
第5章 公共施設等総合管理計画の策定	17
参考資料	18
1．豊島区公共施設等総合管理方針検討委員会における検討	18
(1) 検討経過	18
(2) 委員名簿	19
(3) 検討委員会運営要綱	21

第1章 豊島区公共施設等総合管理方針の目的と位置付け

1. 方針の目的

我が国においては、厳しい財政状況が続くなか、国も地方公共団体とともに公共施設の老朽化対策が大きな課題となっています。日本の道路、橋梁等のインフラ施設（都市の基盤施設）を見ると、昭和30～40年代の高度成長期に集中的に整備されており、建設後50年以上の道路橋の割合は、今後20年で約16%（平成24年3月）から約65%（平成44年3月）へと増加し急速に老朽化します（平成25年3月国土交通省会議資料より）。

国においては、こうした状況を踏まえ、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し老朽化対策への取組みを始めるとともに、地方公共団体に対しても、国の動きと歩調を合わせ、総合的・中長期的な施設等の管理計画を策定することを要請しています。

豊島区としても、区の建物施設については、国のインフラ施設同様、高度成長期に学校などを整備しており、今後必要な区民サービスを持続的に提供しつつ、施設の健全性や安全性を保っていくためには、施設を総体的かつ中長期的に管理していくことが不可欠であると考えます。

本方針は、そのような施設を取り巻く現状を踏まえ、本区が保有及び管理する施設（インフラ施設を含む）の中長期的な管理計画を策定するにあたって、区施設全体の今後の管理方針及び、区の建物施設とインフラ施設のそれぞれの今後の取組みの方向を示すものです。

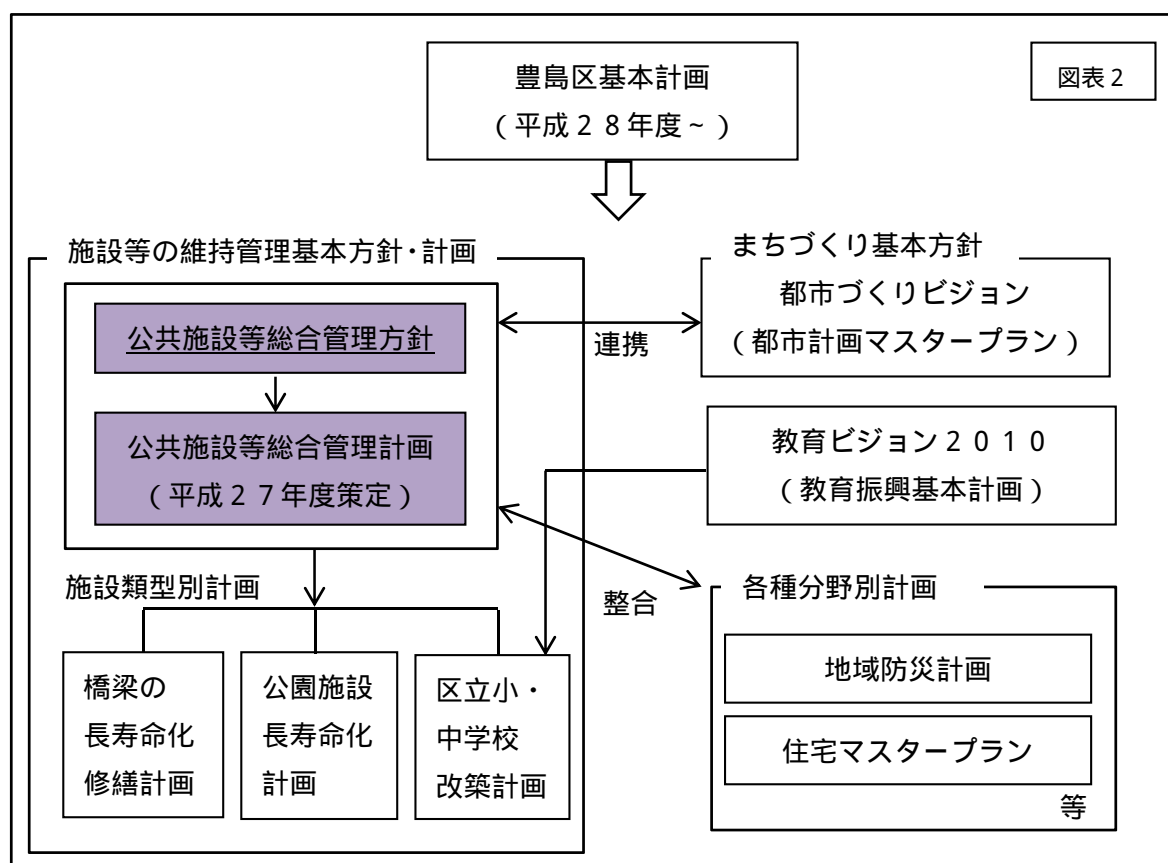
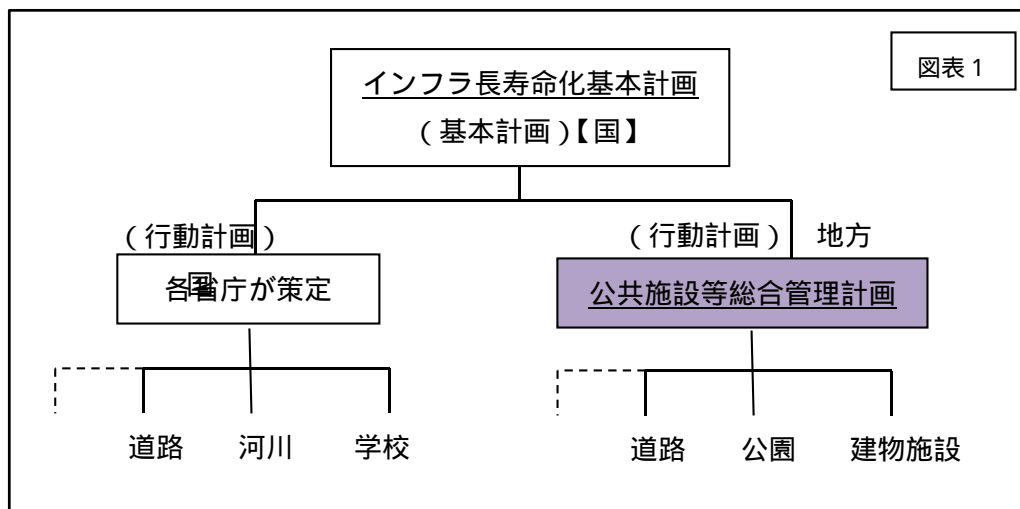
今後、区民の皆様のご意見をお聞きしながら、区のまちづくりの動向ともあわせ、本方針に基づいて公共施設等総合管理計画の具体化を進めてまいります。

2. 方針の位置付け

本方針は、国のインフラ老朽化対策である「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画として本区が平成27年度に作成する、「公共施設等総合管理計画（インフラ施設を含めた公共施設の総合的かつ計画的な管理推進計画）」の基本方針です（図表1参照）。

また、本区においては、この「公共施設等総合管理計画」を、現在策定中の新たな区の基本計画（平成28年度～）における施設等の維持管理の基本方針に位置付け、各種施設等の維持管理計画の上位計画とします（図表2参照）。

なお、本区で既に策定済みの施設等の種類別更新計画である「豊島区立小・中学校改築計画 第一次改訂（平成26年3月）」、「豊島区橋梁の長寿命化修繕計画（平成24年3月）」、「豊島区公園施設長寿命化計画（平成26年3月）」については、総合管理計画の施設類型別計画として位置付けます。



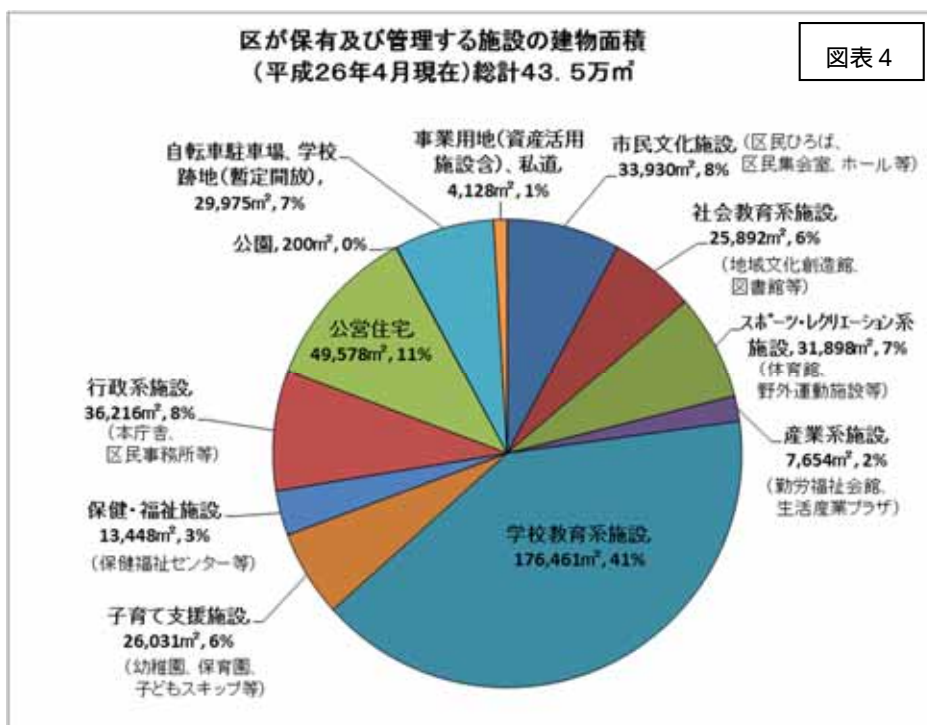
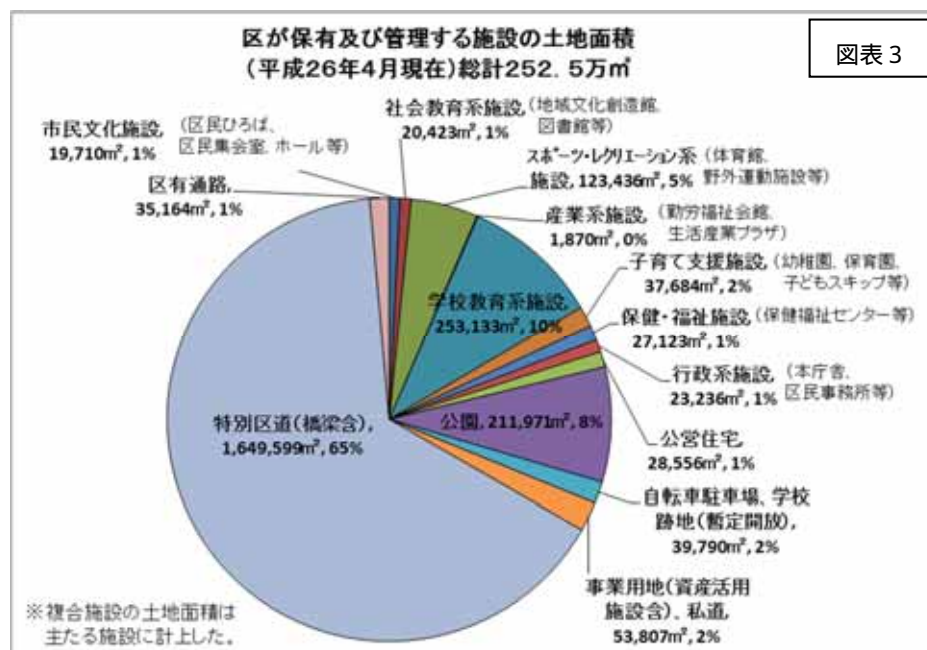
第2章 区の施設の現状と課題

1. 区の施設等の現状

(1) 区が保有及び管理する施設

本区は、土地面積で約252万㎡、延床面積で約43万㎡の施設を保有及び管理しています（平成26年4月現在で簡易な建物及び文化財施設は除く、図表3、4参照）。

建物施設の種別別内訳は次頁の図表5の、インフラ施設（公園、区道、橋梁、駅自由通路）の内訳は次々頁の図表6～9のとおりです。



図表 5

機能種別	施設種別	施設数	延床面積
市民文化施設	地域区民ひろば	24	15,565m ²
	区民集会室	29	6,312m ²
	男女平等推進センター	1	430m ²
	まちづくりセンター	4	630m ²
	公会堂、ホール等	5	10,844m ²
	その他事務室	2	150m ²
	小計	65	33,930m ²
社会教育系施設	地域文化創造館	5	5,646m ²
	図書館	7	9,826m ²
	文化施設等	9	10,420m ²
	小計	21	25,892m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	体育館	5	23,532m ²
	野外運動施設	3	1,532m ²
	宿泊施設	2	6,833m ²
	小計	10	31,898m ²
産業系施設	生活産業プラザ	1	3,870m ²
	勤労福祉会館	1	3,784m ²
	小計	2	7,654m ²
学校教育系施設	小学校	22	114,436m ²
	中学校	8	58,405m ²
	教育センター	1	3,620m ²
	小計	31	176,461m ²
子育て支援施設	子どもスキップ	20	2,500m ²
	児童館	3	1,862m ²
	中高生センター	2	1,155m ²
	子ども家庭支援センター	2	1,265m ²
	保育園(仮園含む)	27	17,861m ²
	すくすくルーム	2	177m ²
	幼稚園	3	1,212m ²
	小計	59	26,031m ²
保健・福祉施設	保健福祉センター	3	1,561m ²
	高齢者総合相談センター	3	165m ²
	障害者福祉施設	7	6,793m ²
	休日診療所等	5	3,901m ²
	その他事務室	2	1,029m ²
	小計	20	13,448m ²
行政系施設	庁舎等	3	17,472m ²
	区民事務所	2	2,044m ²
	西部生活福祉課	1	444m ²
	保健所	2	5,622m ²
	各種事務所(道路、清掃等)	4	6,764m ²
	リサイクル施設等	10	730m ²
	工事材料保管施設等	6	683m ²
	備蓄倉庫	5	1,321m ²
	その他事務所等	4	1,135m ²
	小計	37	36,216m ²
公営住宅	区営住宅	11	15,497m ²
	福祉住宅	15	13,097m ²
	区民住宅	17	20,316m ²
	従前居住者住宅	1	668m ²
	小計	44	49,578m ²
庭園	目白庭園	1	200m ²
	小計	1	200m ²
自転車駐車場、 学校跡地(暫定開放) 等	区立斎場	1	660m ²
	自転車駐車場等	14	13,029m ²
	災害対策要員宿舎	2	391m ²
	学校跡地地域開放施設	2	9,197m ²
	その他(転用中等)	5	6,699m ²
	小計	24	29,975m ²
資産活用施設	資産活用施設(予定含む)	3	4,128m ²
	小計	3	4,128m ²
	総 計	317	435,412m ²

公園等(平成26年4月)

図表 6

区分	園数	面積(m ²)
公園	84	170,452
区民の森	2	4,700
児童遊園	66	24,330
仮児童遊園	8	2,048
目白庭園	1	2,842
計	161	204,372

る施設を含む

面積は公園の供用面積(複合施設分類、未供用等により3頁の公園面積とは一致しない)

区道(平成26年3月末)

図表 7

特別 区道 (舗装 種別)	舗装種	延長(m)	面積(㎡)	特別 区道 (幅員 別)	幅員	延長(m)	面積(㎡)
	コンクリート	913.44	4,826.93		1.5m未満	1,880.61	2,711.25
	高級アスファルト	238,555.77	1,086,758.14		1.5m以上2.5m未満	10,890.36	25,050.94
	ブロック	6,211.87	129,186.77		2.5m以上4.5m未満	139,690.00	544,896.93
	コンクリート平板	0.00	221,523.56		4.5m以上6.5m未満	77,007.41	447,418.55
	簡易舗装	38,054.24	191,049.64		6.5m以上8.5m未満	31,074.55	249,560.70
	その他	245.32	16,254.17		8.5m以上	23,437.71	379,960.84
	小計	283,981	1,649,599		小計	283,981	1,649,599
	区有通路					17,516	35,164
総 計					301,497	1,684,763	

舗装種において延長が重複する場合は、一方にのみ延長を計上した。

橋梁

図表 8

No	橋梁名	交差物件	種類	橋長(m)	面積(m ²)
1	宮下橋	鉄道	車道橋	28.70	287.00
2	江戸橋	鉄道	車道橋	20.70	244.26
3	空蟬橋	鉄道	車道橋	27.80	575.46
4	栄橋	鉄道	車道橋	24.17	251.36
5	西巢鴨橋	鉄道	車道橋	33.10	380.65
6	宮仲橋	鉄道	車道橋	24.65	172.97
7	池袋本町四丁目歩道橋	鉄道	人道橋	18.60	46.20
8	源水橋	河川	車道橋	17.86	175.02
9	高塚橋	河川	車道橋	19.80	213.84
10	池袋交差西側歩道橋	道路	人道橋	25.20	65.52
11	南池袋一丁目歩道橋	道路	人道橋	17.10	35.23
12	池袋大橋	鉄道	車道橋	209.61	3,259.38
13	池袋人道橋パークブリッジ	鉄道	人道橋	151.17	491.30
14	花のはし	鉄道	人道橋	35.50	170.10
計				面積計	6,368.29

駅自由通路

図表 9

	構造	延長	幅員	備考
大塚駅自由通路	鉄骨コンクリート	29m	14m	エレベーター・エスカレーター南北各2基
東長崎駅自由通路	鉄骨コンクリート	100m	6m	
椎名町駅自由通路	鉄骨コンクリート	77m	5m	

鉄道事業者敷地内の区所有の工作物、3頁図表3, 4の建物及び土地面積には含まれていない

い。

(2) 区の施設等の老朽化状況

区の建物施設は、高度成長期の昭和30～40年に規模の大きな学校施設等が整備されており、床面積で見ると築50年以上が約23%、築30年以上が約58%を占めています。(図表10参照)

学校の老朽化対策のため、「豊島区立小・中学校改築計画 第一次改訂(平成26年3月)」において、平成33年度までの改築計画を定め、順次改築を進めています。一方、学校以外の建物施設については、改修により耐震性の確保は図られていますが、将来的には老朽化が進んでいきます。

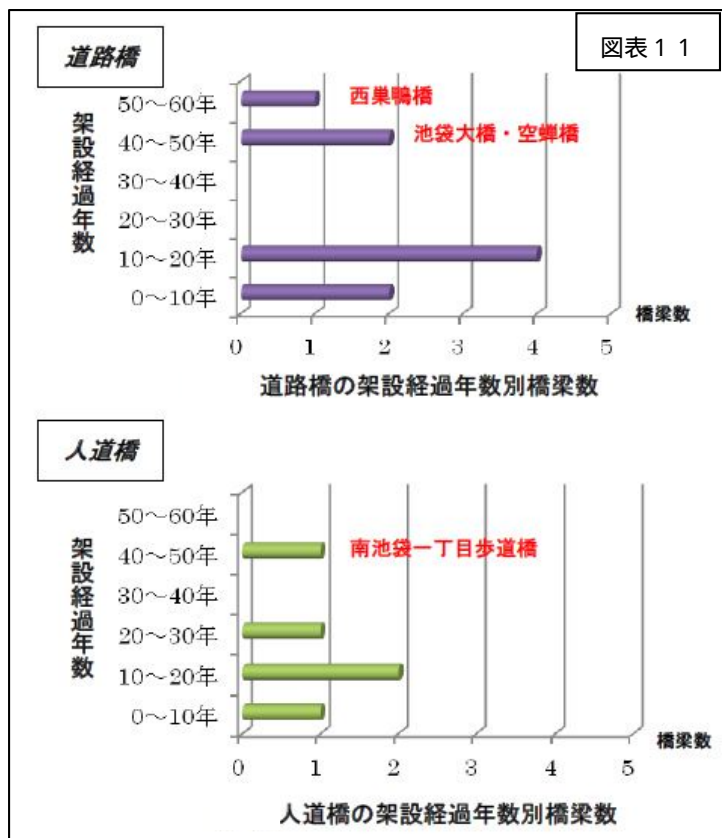
橋梁については、道路橋3橋(空蝉橋、西巣鴨橋、池袋大橋)の老朽化が進んでいました。そのため、区では平成24年3月に「豊島区橋梁の長寿命化修繕計画」を策定し、前記3橋の早期健全化を含めた長寿命化対策を順次進めています(図表11参照)。

公園については、平成25年度に都市公園法に基づく都市公園に設置されている遊具や健康器具などの施設のうち、予防保全を図るとした545の同施設について、国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針」に基づき健全度調査を行い、その結果を踏まえて施設の改修、更新時期を設定した「豊島区公園施設長寿命化計画」を平成26年3月に策定しました(図表12参照)。

道路については、道路ストック総点検の一環として、平成26年度に主要な道路の陥没危険箇所調査を、平成27年度に路面性状調査を実施します。



橋梁の架設経過年数（平成 24 年橋梁の長寿命化修繕計画より）



公園施設の健全度（平成 25 年点検調査より）

図表 1 2

施設種類	施設数	予防保全型 (Y)	(Y)の健全度判定				備 考
			A	B	C	D	
1. 園路広場	3	3	3				橋梁
2. 修景	213	66	1	36	29		バーゴラ等
3. 休養	508	5		3	2		あずま屋等
4. 遊戯	276	272	1	131	140		遊具、健康器具
5. 運動	14	6		3	3		キャッチボール
6. 教養	27						
7. 便益	224	67		63	4		便所
8. 管理	2,392	126	75	37	14		引込柱
9. 防災	34						
計	3,691	545	80	273	192	0	

公園施設の中で、ライフサイクルコストの縮減効果も踏まえ、劣化や損傷を未然に防止し長持ちさせる施設を「予防保全型」施設に分類し、同施設の健全度について国の指針に基づき調査を行った。

【健全度の評価基準概要】

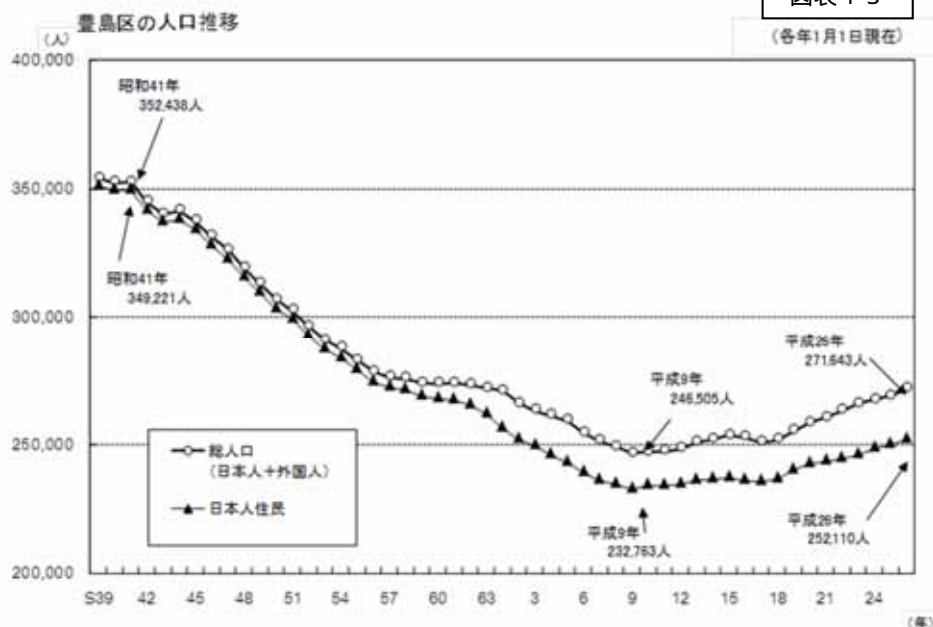
- A：全体的に健全、B：部分的に劣化が進行、C：全体的に劣化が進行、
D：全体的に顕著な劣化がある

2. 人口の推移

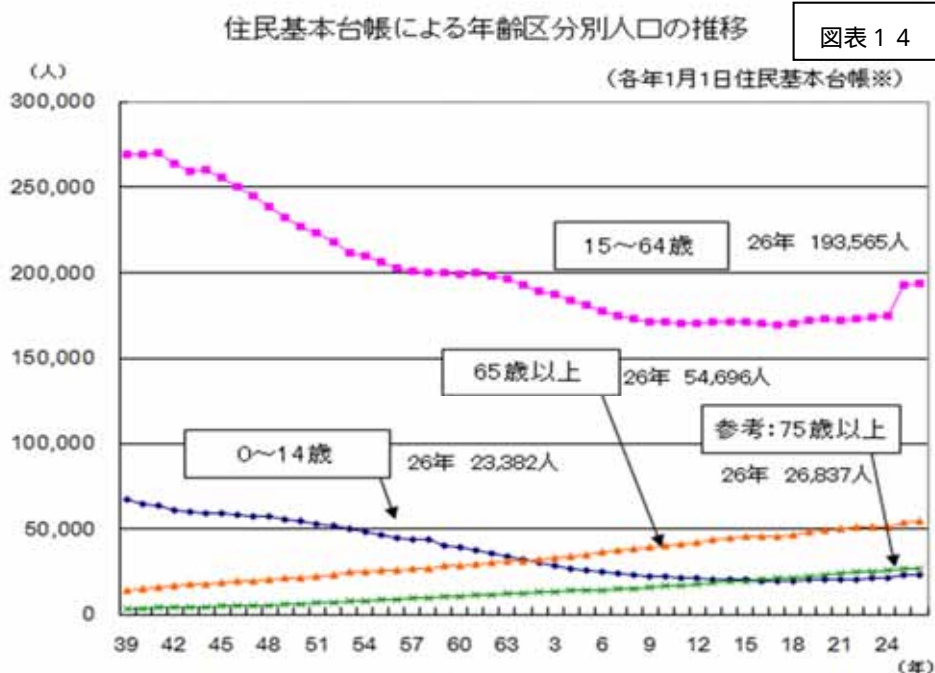
区の人口の推移は、下記図表13、14のとおりです。平成9年を底に一時的な減少はあるものの、人口の増加が続いています。年齢区分別の推移を見ると、少子高齢化の傾向にはありますが、近年は年少人口が増加に転じています。

次頁の図表15は国立社会保障・人口問題研究所による、図表16は東京都による将来の人口推計です。前者では平成27年から、後者では平成32年から人口が減少に転じると推計されています。いずれも平成22年の国勢調査を基準とした推計であるため、近年の人口の増加が反映されておらず、実際に人口が減少に転じる時点は両推計より先になると推測されます。将来人口については、平成27年度に策定される区基本計画と整合を図り、公共施設等総合管理計画へ反映させます。

図表13

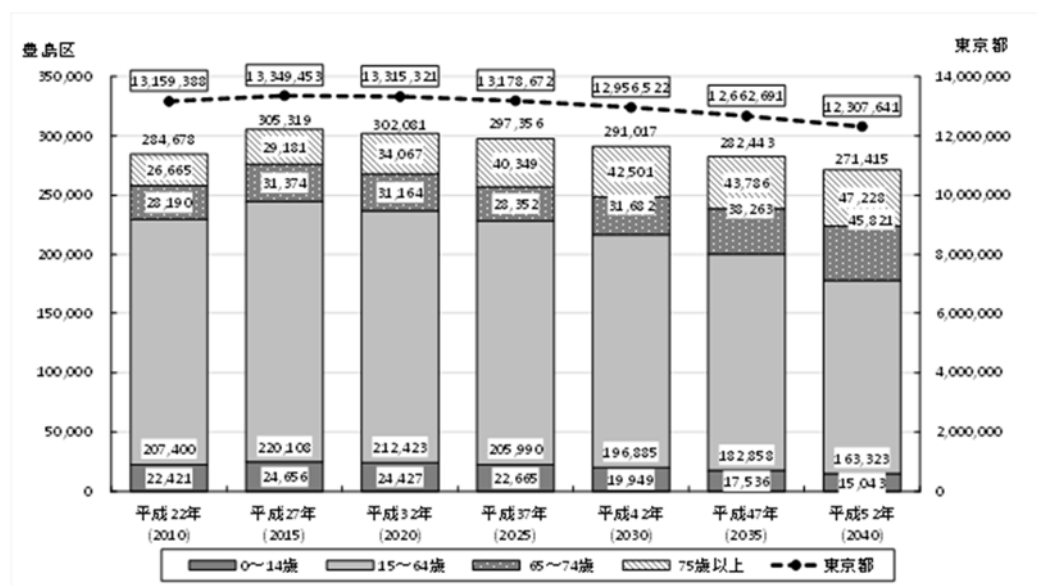


図表14

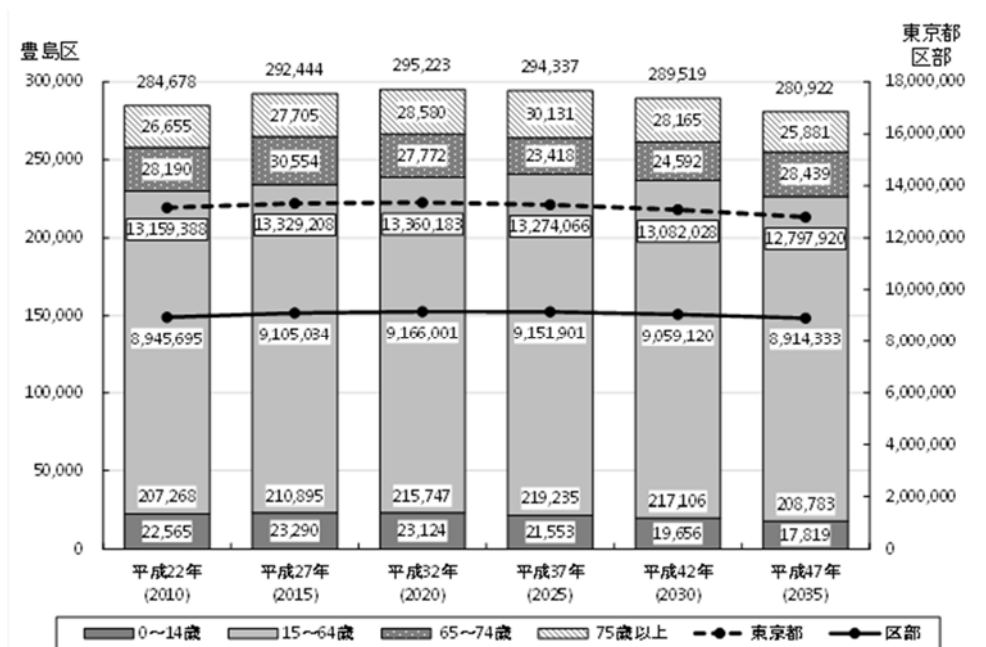


※住民基本台帳法の改正(H24.7)により、平成25年から住民基本台帳人口には、外国人住民数を含んでいる。

図表 1 5



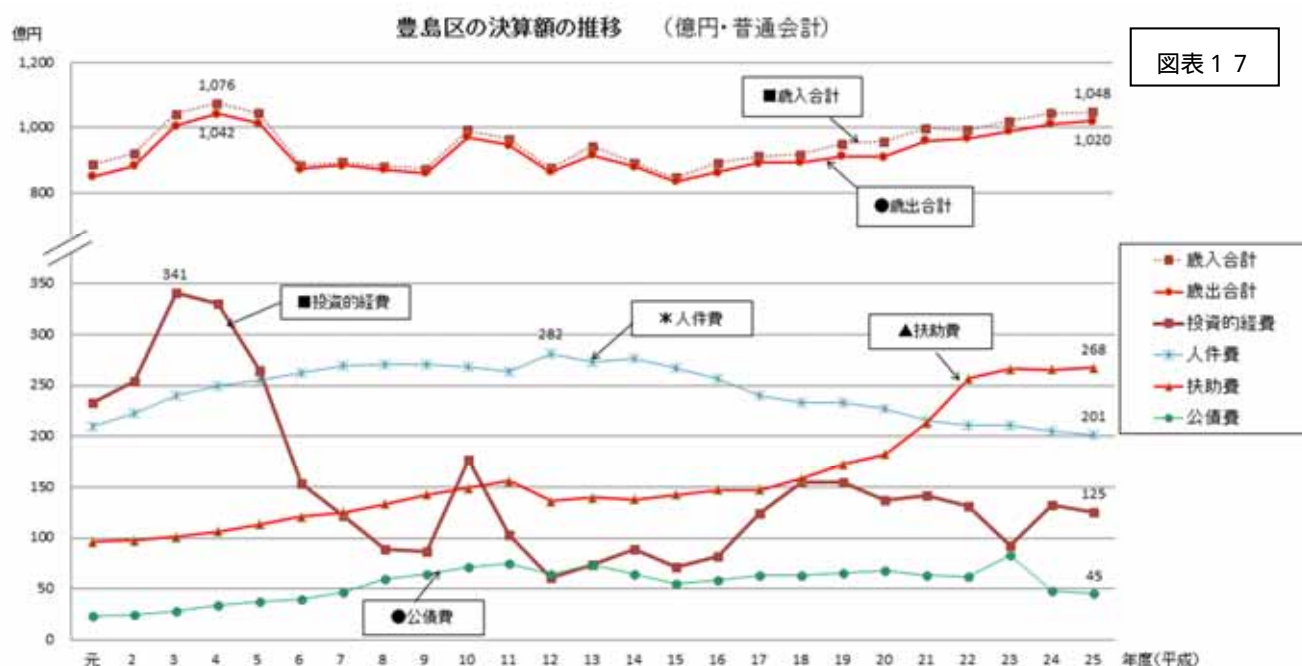
図表 1 6



3. 区の財政状況

下記の図表17は、区の決算額の推移です。投資的経費（施設や道路等の整備経費）を見ると、平成初期には200～300億円台で推移していましたが、その後、投資的事業を抑制してきたことから、バブル景気以前の状態に戻りました。しかし、今後は学校をはじめ老朽化した施設の改築や大規模改修需要への対応が課題となっています。

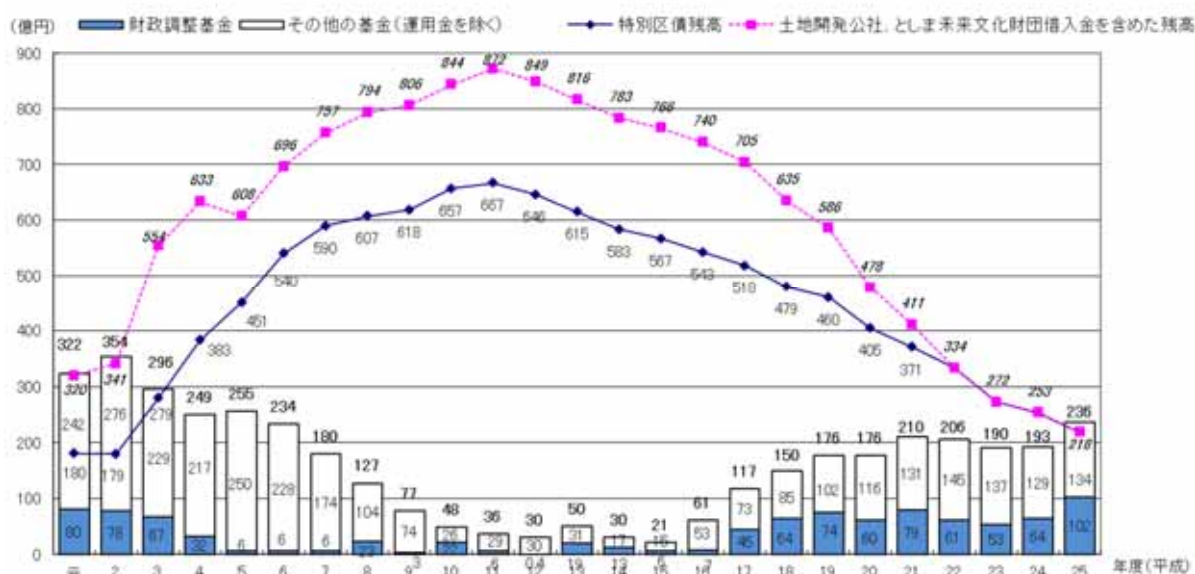
図表18は、区の基金残高（貯金）と負債残高（借金）の推移です。上記のとおり、投資的事業を抑制して新たな起債発行を極力回避し、一方で基金に積極的に積み立てを行ってきた結果、平成25年度は23年ぶりに貯金が借金を上回りました。



図表17

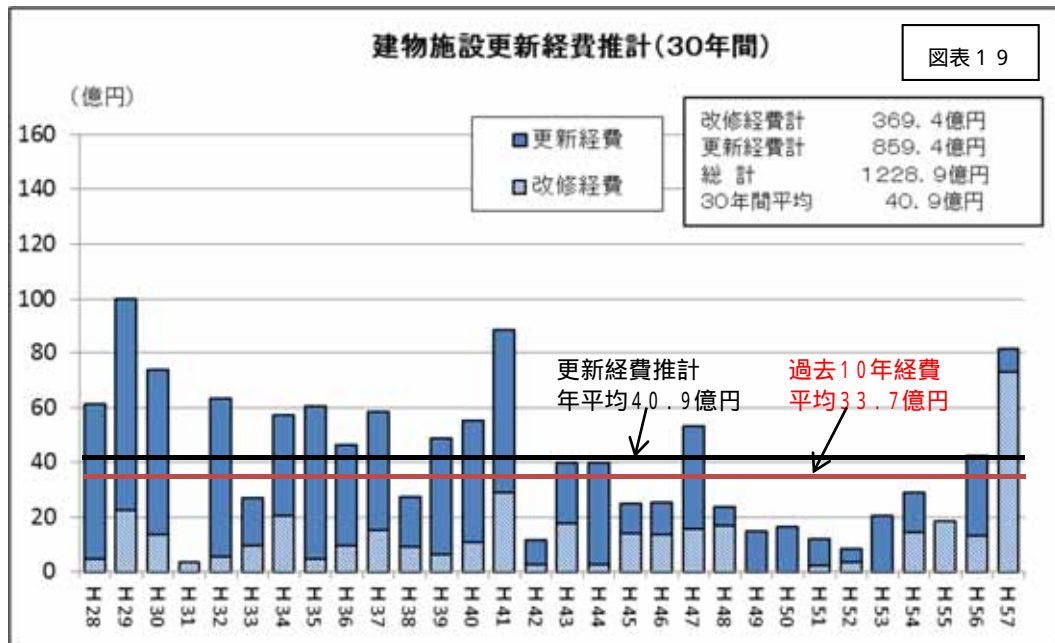
基金残高（貯金）と負債残高（借金）の推移

図表18

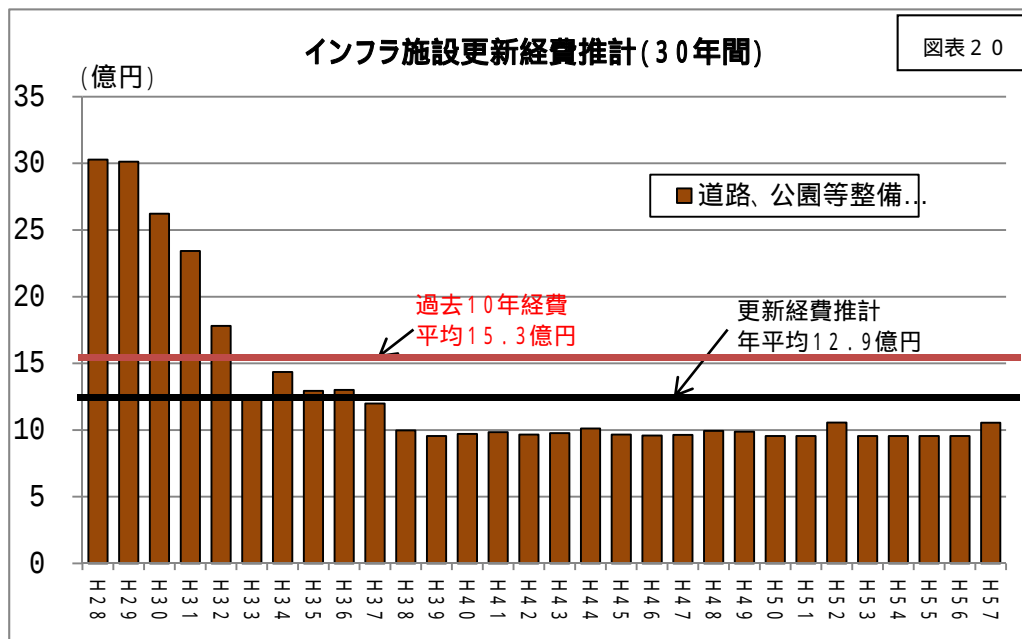


４．施設更新経費の見込み

区の建物施設について、総務省の推計方式により今後３０年間の更新経費を推計した結果は、下記の図表１９のとおりです。今後の建物の更新・改修経費の年額の平均は４０．９億円で、過去１０年間の経費と比べると７．２億円経費が増加します。

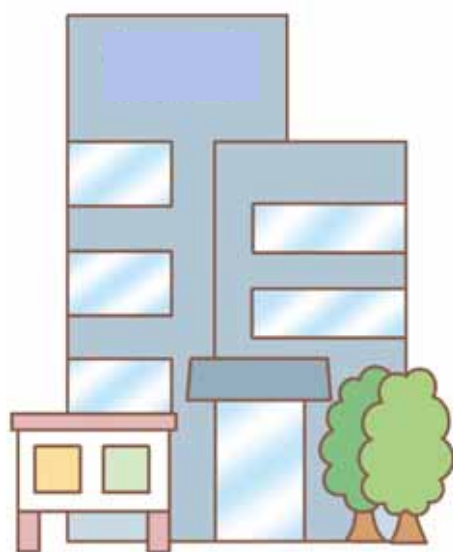
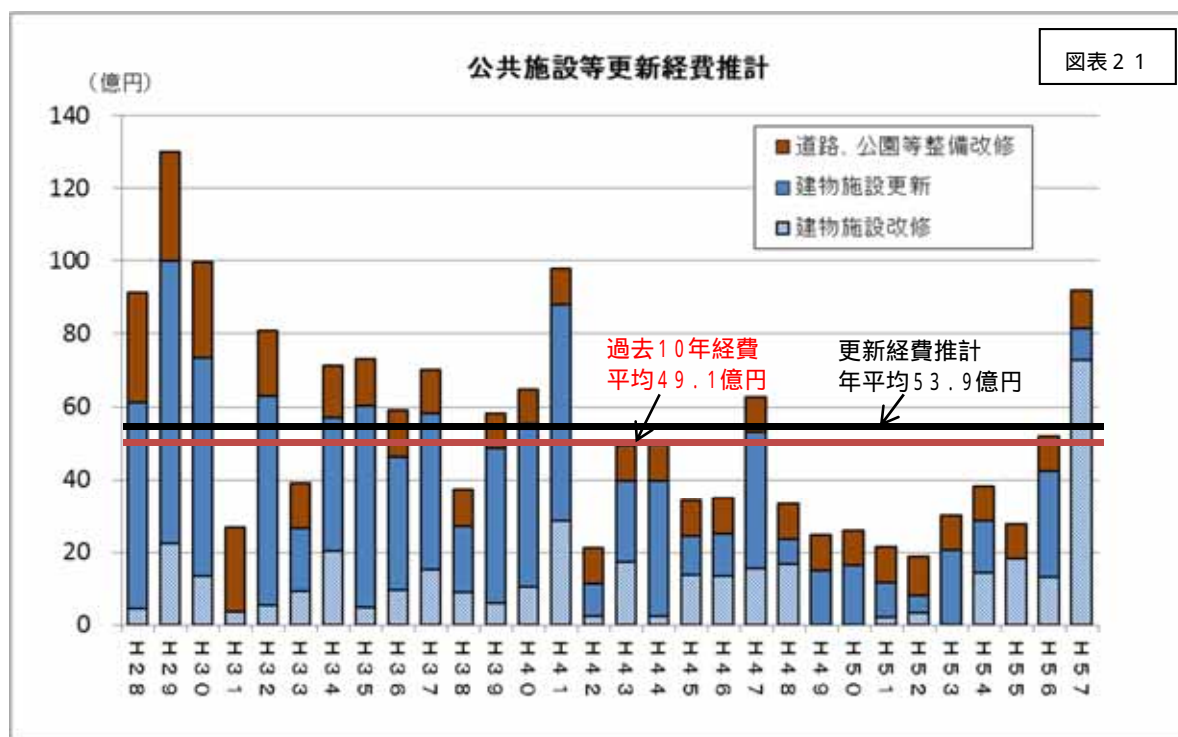


道路、公園等のインフラ施設について、更新見込みの経費を過去１０年間の経費と比べた結果が下記の図表２０です。近年に老朽化橋梁の補強や架替え、駅自由通路の整備等を進めており、それらの計画が終了することから、更新経費の推計が過去の経費を下回っています。なお、更新経費には、新たな道路、公園等の整備経費は含んでいません。



更新経費として、橋梁及び公園長寿命化、道路の整備・修繕、自転車駐車場整備、ＪＲ大塚駅自由通路修繕の推計額を積算した。

下記の図表 2 1 は、前頁の建物施設とインフラ施設の更新経費を合計したものです。
更新経費の年額経費は 5 3 . 9 億円で、過去 1 0 年間の経費と比べると、4 . 8 億円経費が増加します。



第3章 公共施設等の総合管理方針

基本的な考え方 公共施設等の適切な整備・更新

本区の目指す「安全・安心創造都市」及び「文化創造都市」の基盤となる公共施設等（インフラを含む）について、人口の推移・構成の変化やまちづくりの動向を踏まえ、将来に渡り適切な整備及び更新を図ります。

また、公共施設等は「豊島区都市づくりビジョン」の都市づくり方針である、高度な防災機能を備えた都市、人にやさしい交通環境、みどりの回廊に包まれた憩い等を実現させるための重要な要素です。そのため、既存ストックとしての施設の健全性を保つとともに、持続可能な都市づくりに寄与する活用を進めていきます。

上記の考え方を踏まえ、以下の4つの方針のもとに施設管理を進めます。

管理方針1 安全性への配慮

長く使い続ける施設については、インフラ施設を含め、施設の定期的な点検及びそれを踏まえた適切な予防保全により、施設の安全性を確保し利用時の快適性の確保を図ります。さらに、都市づくり施策と連携し、地域の防災性向上を踏まえ、既存ストックとしての施設の適切な更新や活用を図ります。

予防保全：施設設備に不具合があった場合に補修するのではなく、計画的な点検及び修繕により、不具合の未然の防止及び設備の延命化を図ること

管理方針2 質と機能の確保

施設種別にとらわれず、施設に求められる質と機能を充足させる観点から、施設の整備及び更新を図ります。整備及び更新にあたっては、地域のまちづくりにおける課題や行政需要、良質で継続的な施設整備等の可能性、施設のライフサイクルコスト等を踏まえた上で進めていきます。

既存の施設においては、適切な管理・点検により施設の質や機能性を保ち、周辺地域でのニーズの変化に応じて柔軟な活用を図ります。また、ライフサイクルコストの縮減及び機能性確保が可能な施設については、改修による施設の長寿命化を図ります。

管理方針3 施設保有量の適正化

建物施設については、施設の老朽化に伴う更新経費の増加が見込まれることから、施設保有量の適正化を図ります。適正化においては、人口の動向を踏まえ、人口が増加してい

る段階では更新経費の平準化等の適正化を、人口が減少していく段階では、総床面積の縮小等の規模の適正化を図ります

一方、区民1人当りの公園面積が0.7㎡と23区で最低であることや、安全・安心都市づくりのため都市計画道路の整備や橋梁の改修等を進めていることから、インフラ施設については、持続可能な都市づくりに向け、既存ストック等の適正な維持管理と活用を進めていきます。

管理方針4 資産としての有効活用

人口が減少し低い経済成長が続く社会において、多様化する区民の需要に可能な限り対応していくためには、施設を資産としての視点から十分に活用していく必要があります。

そのため、施設需要を踏まえつつ、中長期的な視点から、施設の適正配置、多機能化を進めるとともに、施設等の資産活用を図ります。また、民間事業者等による施設の効果的・効率的な管理・運営手法の活用を検討します。

第4章 取組み事項

1. 計画期間

総合管理計画の計画期間は、第1章の施設更新経費の見込み等を踏まえ、中長期の30年とします。但し、橋梁、公園等のインフラ施設については、当面既存の長寿命化計画によるものとし、計画期間中に総合管理計画を踏まえ、順次見直すものとします。

2. 建物施設の管理

(1) 安全の確保

安全確保のための点検は、区有施設の管理者が「豊島区区有施設の点検に関する要綱」に基づき、建築物・建築設備及び遊戯物の破損・損傷等の外観的な事項を点検します。

また、一定以上の規模や用途の施設については、建築基準法に定める一定の資格者が定期的に構造や設備の劣化状況を点検します。

施設の営繕を担当する課は、各点検結果を施設の維持保全等に活用し、施設に対し、安全保持上必要な措置を助言します。

（２）維持管理

「施設情報システム」により、維持管理経費や利用状況等の施設情報の集積及び分析を行い、その結果を踏まえ、計画的に修理等を行うことにより施設の十分な質と機能を確保します。

（３）整備・更新時における検討

施設の新規整備・更新にあたっては、以下の検討を十分に行った上で行います。

施設の最適化

- ・ 将来のサービス需要及び民間施設活用の可能性を踏まえた施設の必要性
- ・ 人口動態やまちづくりの動向を踏まえた広域的観点からの施設配置の適切性
- ・ 施設の設置目的や利用対象者を踏まえた地域的観点からの配置圏域の適切性

施設の整備・運営手法

- ・ 民間活力を活用した施設整備及び施設運営手法の導入
- ・ 稼働率や区民サービス向上を踏まえた施設の統合

資産活用の可能性

- ・ 未利用及び行政需要の低い土地・建物の資産活用（売却等）
- ・ 都市づくりとの連携による土地・建物の有効活用方策

施設の複合化

- ・ 複合化による施設の整備及び運営の効率化

（４）施設の長寿命化

新たに建物を設置する場合には、原則として、高強度コンクリートの使用やスケルトン・インフィル工法の採用などにより長期間使用可能な建物を整備します。

建物更新時における長寿命化改修は、構造躯体の劣化状況、必要な機能の確保、ライフサイクルコストの縮減の可能性等を総合的に検討した上で実施します。

スケルトン・インフィル工法：

建物のスケルトン（柱、床等の構造躯体）とインフィル（内装、設備等）とを分離した工法、前者は長期間の耐久性を重視し、後者は改修に対応しやすい可変性を重視する。

長寿命化：改修により施設の耐久性を高め、機能や性能を向上させること

3．インフラ施設の管理

(1) 安全の確保

【橋梁】

5年に一度、専門家が近接目視による定期点検を行います。

【公園施設】

予防保全型に類型した施設のうち、遊具は年1回定期点検を、法定点検を要する施設は法定点検を、残る施設については5年に一度の健全度調査を実施して劣化状況を把握します。

【道路ほか】

日常的なパトロール等により損傷個所の把握に努め、損傷個所の速やかな補修を図ります。

(2) 維持管理

【橋梁】

日常点検として、職員により日々のパトロールでの橋面点検及び年1回の外観目視点検を行います。また、地震や台風等の自然災害発生時には異常時点検を適時行います。

【公園施設】

職員や地域住民による維持保全（清掃・保守・修繕）を随時実施し、施設の機能保全と安全性の維持を図ります。施設の異常が発見された場合は、施設の補修もしくは使用の中止等の措置を実施します。

【道路ほか】

池袋周辺の主要幹線道路を特定道路に位置づけ、計画的な更新を進めます。また、歩道や立体横断施設、駅前ひろば等でバリアフリー化が必要な箇所について、整備・及び改修を進めます。その他の生活道路等については、事業者のライフライン整備等の路上工事等の実施状況も踏まえ、適時の改修を進めます。

(3) 整備・更新時における検討

インフラ施設の整備・更新においては、「豊島区都市づくりビジョン」の3つの目標である、安全・安心で快適に暮らせる都市、環境に優しい都市空間の形成、文化の彩りと回遊性の広がりによる活力の創出の実現に資する、都市の骨格形成と土地利用を図ります。

また、ソフト面においても、エリアマネジメント等の管理運営手法の導入や地域イベント等への貸出しによる歳入確保等、まちづくりと連携した柔軟な活用を図ります。

エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるた

めの、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み

(4) 施設の長寿命化

【橋梁】

必要な機能、耐荷性能、耐震性能について総合的に検討し、予防的な補修や補強によって、橋梁の健全度を確保しつつ、ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化が可能な場合に長寿命化対策を実施します。

重要橋梁である空蝉橋、西巢鴨橋、池袋大橋と橋脚を有する宮仲橋については、国土交通省が定める平成24年道路橋示方書における耐震基準を満たす耐震補強工法を想定し、落橋防止システム及び躯体・基礎の耐震性能の確保を図ります。

【公園施設】

施設を予防保全型と事後保全型に分けて点検や補修を行うことで、維持管理の効率化、施設の機能と安全性の確保、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

4. 全庁的な取り組み体制及び情報共有方策

建物施設は「施設情報システム」により、インフラ施設は「橋梁管理システム」等により、施設の基本情報や点検・修繕等の情報の一元化及び共有化を図ります。各システムにおいて、中長期的な施設の管理・更新等のマネジメントサイクルを構築します。

第5章 公共施設等総合管理計画の策定

本方針に基づき策定する公共施設等総合管理計画の策定にあたっては、以下の事項に留意します。

1. 平成26年4月22日付総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を参考とします。
2. 公共施設等総合管理計画は区の基本計画の改定とあわせて、10年ごとに見直しを図ります。計画の見直しにおいては、既存計画の目標達成度や課題解決の進捗等の評価を行い、次期の計画策定に反映させます。
3. 公共施設等総合管理計画の策定にあたっては、未来戦略推進プランや都市づくりビジョンにおける地域割りとするなど、わかりやすい区分とします。

参考資料

1. 豊島区公共施設等総合管理方針検討委員会における検討

(1) 検討経過

公共施設等総合管理方針検討委員会

日 時	出席委員 数	検討内容
第 1 回 平成 26 年 9 月 29 日	14 名	・ 検討委員会の設置等 ・ 管理方針素案についての検討
第 2 回 平成 26 年 12 月 3 日	11 名	・ 管理方針案の決定 ・ 公共施設に関する区民意識調査(第一次集計)の報告

作業部会

施設部会

日 時	出席委員数	検討内容
第 1 回 平成 26 年 8 月 25 日	4 名	・ 部会の設置等 ・ 建物施設更新経費の検討
第 2 回 平成 26 年 11 月 6 日	5 名	・ 管理方針案の検討

インフラ部会

日 時	出席委員 数	検討内容
第 1 回 平成 26 年 9 月 1 日	5 名	・ 部会の設置等 ・ インフラ施設更新経費の検討
第 2 回 平成 26 年 10 月 21 日	5 名	・ 管理方針案の検討

(2) 委員名簿

豊島区公共施設等総合管理方針検討委員会委員

(敬称

略)

	氏 名	所属等
1	大崎 映二	行政アドバイザー
2	榊原 豊	早稲田大学創造理工学部教授
3	堤 洋樹	前橋工科大学工学部准教授
4	水島 正彦	副区長
5	渡邊 浩司	副区長
6	齊藤 忠晴	政策経営部長
7	鈴木 達	施設管理部長
8	齋藤 賢司	都市整備部長
9	石井 昇	土木担当部長
10	佐藤 和彦	政策経営部企画課長 (政策経営部参事事務取扱)
11	渡辺 克己	政策経営部財政課長
12	野島 修	施設管理部施設課長
13	宮川 勝之	都市整備部道路整備課長
14	兒玉 辰哉	教育総務部学校施設課長

豊島区公共施設等総合管理方針検討作業部会

—施設部会—

(敬称略)

氏 名	所属等
堤 洋樹(リーダー)	前橋工科大学工学部准教授
鈴木 達(サブリーダー)	施設管理部長
渡辺 克己	政策経営部財政課長
野島 修	施設管理部施設課長
兒玉 辰哉	学校施設課長

—インフラ部会—

(敬称略)

氏 名	所属等
榊原 豊(リーダー)	早稲田大学創造理工学部教授
齊藤 賢司(サブリーダー)	都市整備部長
石井 昇	土木担当部長
渡辺 克己	政策経営部財政課長
三沢 智法	拠点まちづくり担当課長
宮川 勝之	道路整備課長

(3) 検討委員会運営要綱

豊島区公共施設等総合管理方針検討委員会運営要綱

〔 平成 26 年 7 月 11 日
施設管理部長決定 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊島区附属機関設置に関する条例(平成 26 年豊島区条例第 33 号)第 6 条の規定に基づき、豊島区公共施設等総合管理方針検討委員会(以下「委員会」という。)の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3 人以内
- (2) 区職員 15 人以内

(委員長の設置及び権限)

第 3 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長の任期は、委員の任期とする。
- 4 委員長は委員会を代表し、委員会を主宰する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決数)

第 5 条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、第 2 条に規定する学識経験者及び施設関連部局の区職員のうちから、委員長が指名する

(意見等の聴取)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第 8 条 会議は公開を原則とする。ただし、委員会が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は施設管理部施設計画課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 7 月 1 1 日から施行する。

豊島区公共施設等総合管理方針

平成 2 7 年（2015 年） 月

発行 豊島区施設管理部施設計画課

〒170-8422 豊島区東池袋 1-18-1